

運天港 港湾 BCP

令和 6 年 3 月

運天港 BCP 協議会

変更履歴

年月日	変更内容	ページ
H29. 3	新規策定	
R3. 3	台風の被害想定を追加	P4, 7
	台風時の直前予防対応を追加	P11, 12
	港湾 BCP 発動基準を追加	P13
	緊急連絡網を追加	P14
	実施方針・実施手順のフロー図に台風時の直前予防対応を想定したフェーズ0を追加	P16, 18, 19, 21
	対策本部の明示	P14, 23, 24
	教育・訓練の実施計画（ロードマップ）・PDCA サイクルイメージの追加	P26
	作業船所在状況図の削除	
	その他、ページ構成の一部見直し	
R5. 3	初動対応の一部見直し	P13, 14
R6. 3	台風・高潮災害を追加	P1
	地域防災計画の出典更新	P4
	浸水想定図の差し替え	P6
	-4.5m 岸壁の変形量の限界値の考え方を追記	P8
	訓練結果を踏まえた事前対策の追加、注釈の協会名の訂正	P10
	通信障害に対する予防対策の追記	P11
	用語の訂正（勧告、発出）	P12
	人命優先や安全確保を第一とすることの追記	P13
	協議会事務局（沖縄県港湾課）への連絡の見直し	P13, 14
	協議会の緊急連絡網の更新	P14
	台風・高潮災害の場合の参集条件を追記	P15
	参集場所の見直し	P15
	団体名の訂正	P15
	訓練結果を踏まえた重要業務の追加、団体名の訂正	P17, 20
	機関名の訂正、調査内容の追加	P18、 21
	訓練結果を踏まえた調査会社の機材へのドローン、作業許可の追加の追加	P22
	協議会の新規会員メンバーの追加	P23, 29
	訓練結果を踏まえた事前対策の追加と役割分担の更新	P25
	訓練結果を踏まえた教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）の見直し	P26
被害状況報告様式を追加	P31	

目次

1. 総則	1
1-1. 本計画の目的と位置付け	1
1-2. 本計画の前提条件	1
1-3. 本計画の対象とする重要機能	1
2. 港湾施設の被害想定と復旧目標	4
2-1. 想定地震・津波・台風の規模	4
2-2. 港湾施設の被害想定	8
2-3. 復旧目標の設定（施設別の復旧目標）	8
2-4. 必要な人員・資機材等把握	9
2-5. ボトルネックの抽出	10
3. 対応計画	11
3-1. 対応計画の基本方針	11
3-2. 台風時の直前予防対応	11
3-3. 災害時における初動対応	13
(1) 運天港 BCP の発動	13
(2) 初動対応	13
(3) 参集時の活動イメージ	15
3-4. バルク輸送機能の回復に関する行動計画	16
(1) 行動計画の目標	16
(2) 行動計画の実施方針	16
(3) 関係者と重要業務	17
(4) バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順	18
3-5. 離島航路機能の回復に関する行動計画	19
(1) 行動計画の目標	19
(2) 行動計画の実施方針	19
(3) 関係者と重要業務	20
(4) 離島航路再開に向けた重要業務の実施手順	21
3-6. 航路啓開等の対応	22
4. マネジメント計画	23
4-1. 協議会の設置	23
(1) 協議会の目的	23
(2) 協議会会員	23
(3) 部会の設置	24
4-2. 事前対策の役割分担	25
4-3. 教育・訓練の実施計画（ロードマップ）	26
4-4. 見直し・改善の実施計画	26
■資料編	27
(1) 協議会規約	28
(2) 被害状況報告様式	30

1. 総則

1-1. 本計画の目的と位置付け

本計画は、運天港に甚大な被害をもたらす地震、津波、台風、高潮等の災害が発生した場合に、人的・物的な被害を最小限に抑制し、港湾の重要機能の維持、あるいは早期に回復することを目的として策定するものである。

また、本計画は、関係者により構成される『運天港 BCP 協議会』の検討を踏まえて策定するものであり、災害による被害の想定と重要機能回復の目標を関係者間で共有するとともに、関係者が協働して行う必要がある事前準備と発災時対応を定めるものである。

本計画は、現時点の現状を踏まえて策定するものであり、今後、事前準備の充実等に対応して定期的に見直しを行うものとする。

「港湾 BCP (Business Continuity Plan=事業継続計画) は、災害等の危機的な事象が発生した場合の対応方針を予め決めておくことで、港湾機能の低下を最小限に抑え、また早期回復を図ることを目的として作成するものである。

東日本大震災等の大規模災害を教訓に「国土強靱化基本法」及び「国土強靱化基本計画」が策定され、これまで以上にソフト対策を重視する方向性が示された。また、「国土強靱化基本計画」の推進計画である「国土強靱化アクションプラン 2014」において、重要港湾以上の港湾における港湾 BCP の策定率を平成 28 年度までに 100%にするという目標が掲げられた。これらの社会情勢変化を受け止めるとともに運天港の機能・役割を踏まえ、「運天港 港湾 BCP」を策定する運びとなった。

1-2. 本計画の前提条件

① 本計画発動時の前提条件

本計画の発動時においては、「本島北部を中心とした被災であり、那覇港が健全で、那覇港からの復旧資機材等の支援が得られること」及び「那覇市内の各行政機関をオフサイトセンターとした情報機能が確保されていること」を前提とする。

なお、那覇港を含めた沖縄全島が被災した場合、那覇港の復旧が優先されることを想定し、その場合における本協議会の行い得る対応計画は今後の課題とする。

② 緊急物資輸送について

緊急物資輸送の海上輸送については、沖縄県地域防災計画で位置づけられている那覇港及び本部港の耐震強化岸壁を利用することを前提とし、今回計画では考慮しないものとする。

1-3. 本計画の対象とする重要機能

本計画の対象とする重要機能及び復旧対象とする施設を表 1-1 のとおりとする。

表 1-1 本計画が対象とする重要機能

重要機能	復旧対象施設		主要な輸送対象
バルク輸送	上運天地区	①-9m 岸壁	飼料
離島航路	上運天地区	②-4.5m 岸壁 (伊是名島航路) ③-4.5m 岸壁 (伊平屋島航路)	生活物資、人員
共通	上運天地区	④水域施設 (-9.0m 航路)	

※番号は後掲図番号に対応

■対象施設の配置

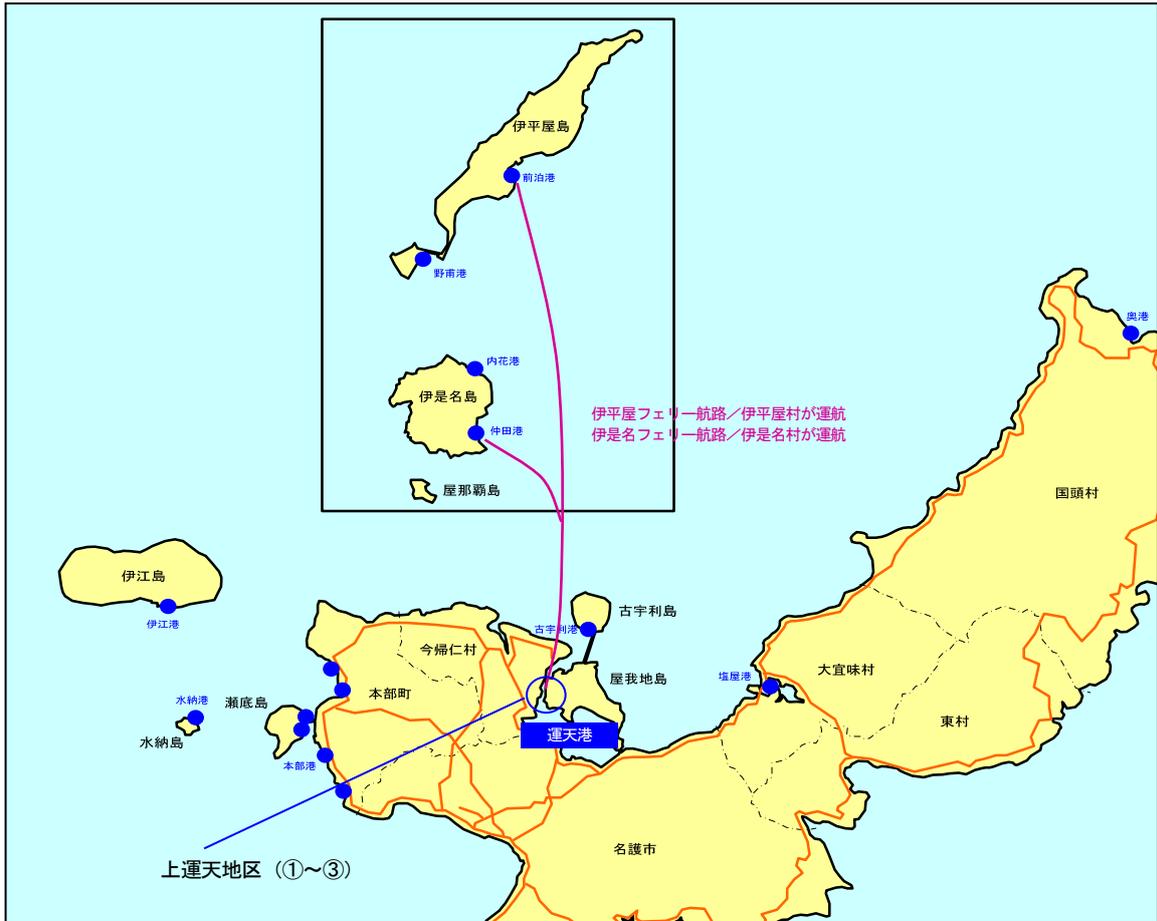
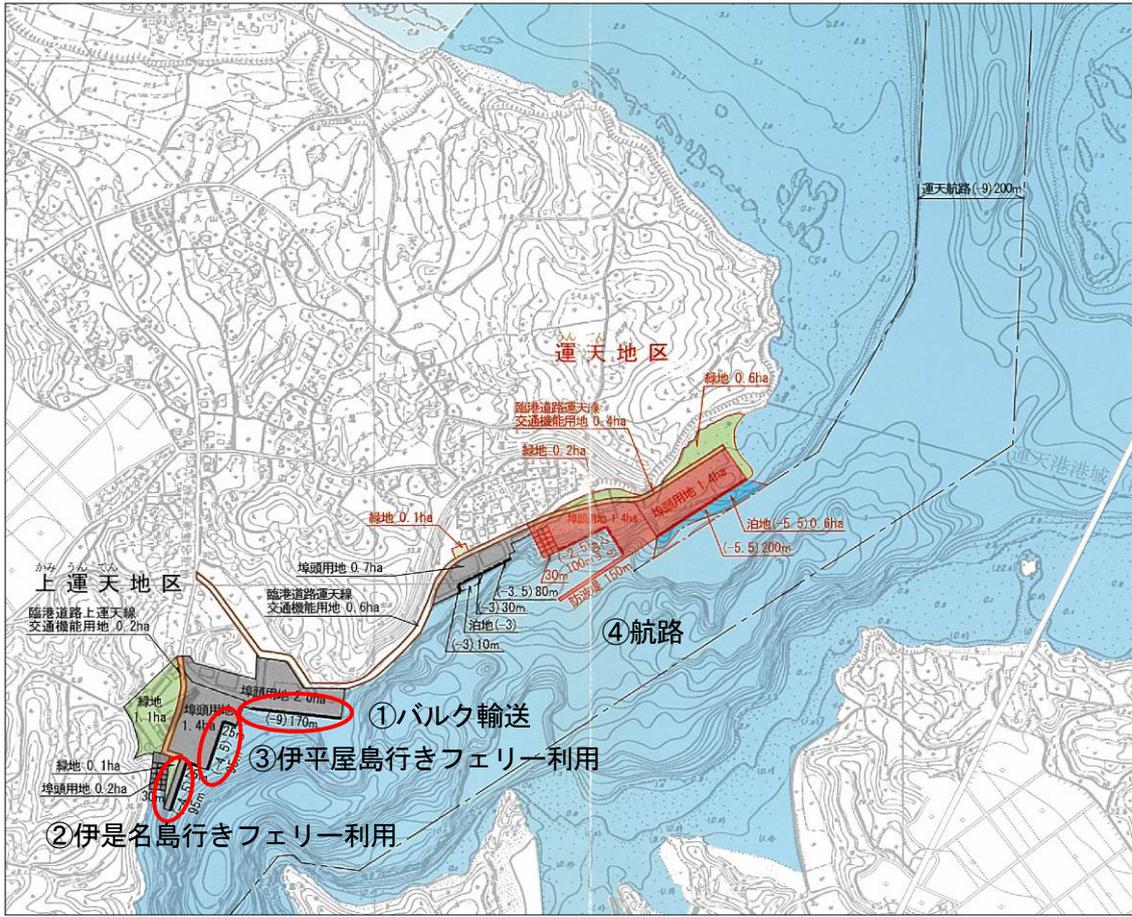


図 1-1 運天港の機能配置



出典：運天港港湾要覧、平成20年3月作成、沖縄県土木建築部港湾課

図 1-2 運天港の施設配置 (施設番号①~④)

2. 港湾施設の被害想定と復旧目標

2-1. 想定地震・津波・台風の規模

沖縄県では、「沖縄本島南東沖地震3連動」を想定した地震・津波を対象とした「平成25年度沖縄県地震被害想定調査（平成26年3月、沖縄県）」の結果をとりまとめている。

また気候変動に伴う台風被害の甚大化に備え、台風被害も想定災害として考慮する。

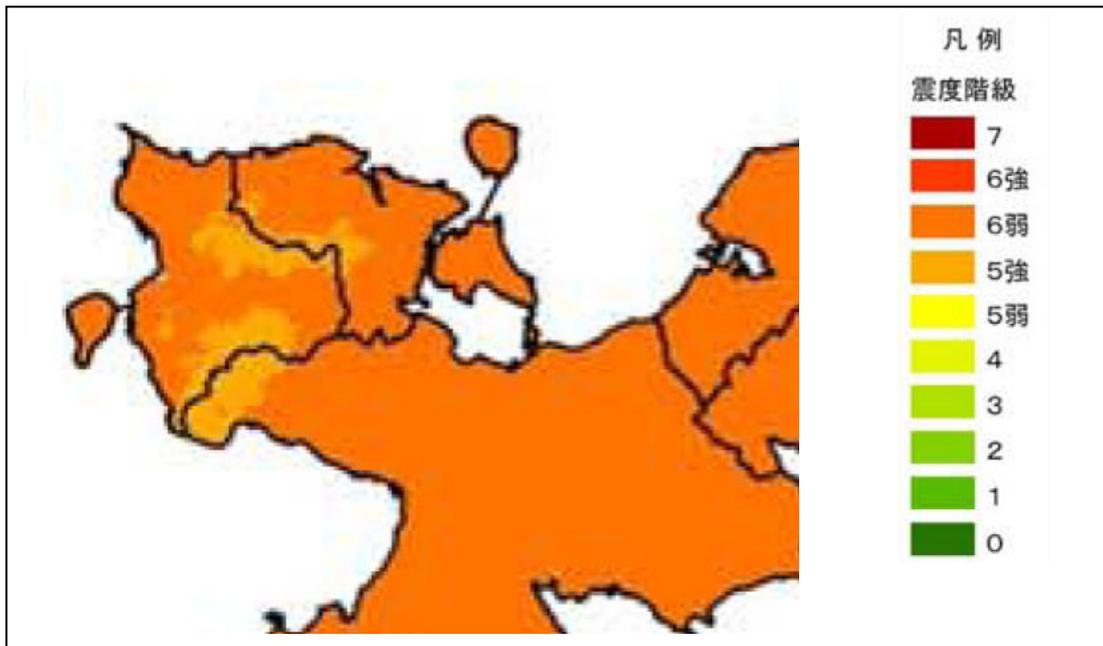
本BCPではこうした状況を踏まえ、想定される地震・津波、台風の規模を設定する。

表 2-1 運天港の想定地震・津波規模の設定

項目	内容	備考
想定地震	沖縄県本島南東沖地震3連動	▽「沖縄本島東方沖地震」、「沖縄本島南東沖地震」、「八重山諸島南東沖地震」の3連動である。 ▽今帰仁村の地域防災計画は「沖縄本島南西沖地震」を適用しており古いため上記を適用する。
マグニチュード	M9.0	▽沖縄県地震被害想定調査 P.9
震度	6弱（今帰仁村）	▽沖縄県地震被害想定調査 P.76
液状化	危険度が極めて低い	▽沖縄県地震被害想定調査 P.131
津波浸水深	最大クラスの津波が発生した場合、浸水する。	▽沖縄県津波浸水想定（平成27年3月）の浸水想定図（後掲参照）

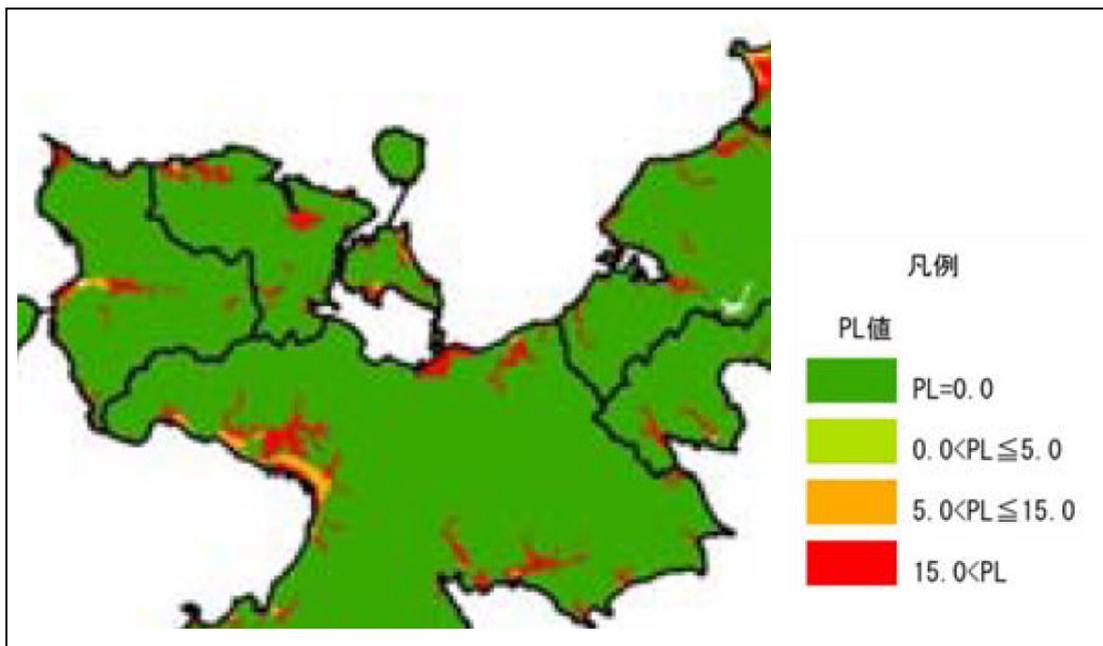
表 2-2 運天港の想定台風規模の設定

項目	内容	備考
想定台風	昭和32年台風第14号 フェイ（昭和32年9月25日、26日）	▽沖縄県地域防災計画（令和3年3月）P.4
風速	最大風速 47.0m/s（那覇） 最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）	▽沖縄県地域防災計画（令和3年3月）P.4
降水量	70.7mm（那覇、25～26日）	▽沖縄県地域防災計画（令和3年3月）P.4
高潮（浸水想定）	大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定	▽沖縄県地域防災計画（令和3年3月）P.5



出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、沖縄県）P. 76 図 2. 2-5(20)

図 2-1 運天港周辺の震度分布



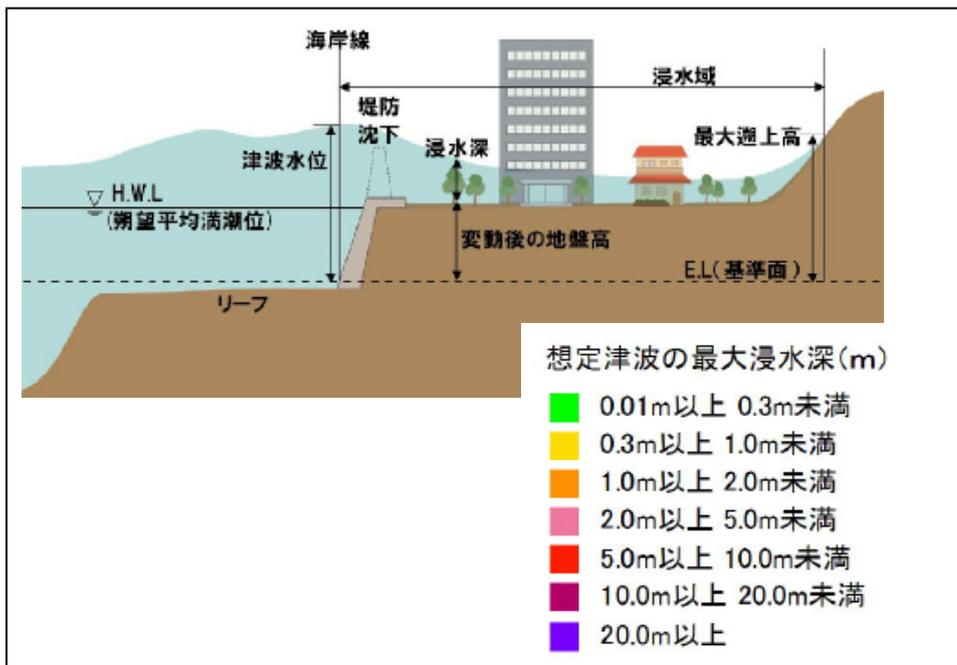
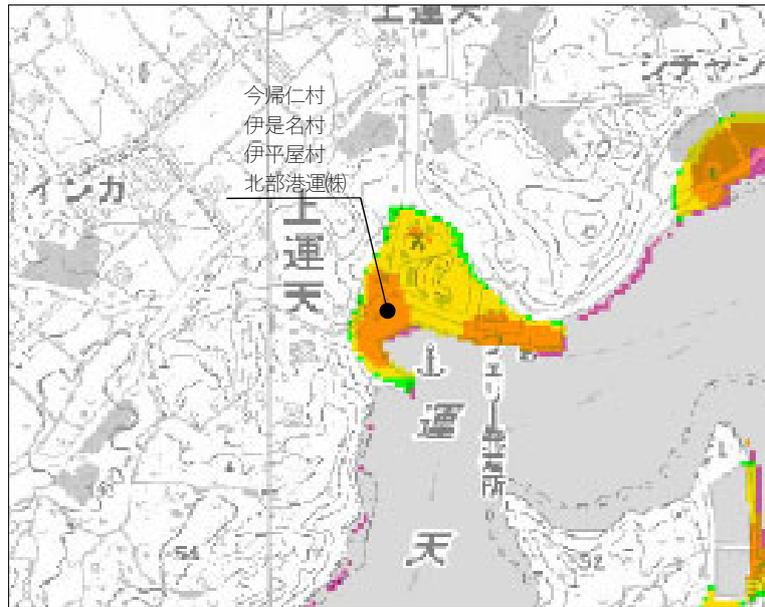
出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、沖縄県）P. 131 図 2. 2-2(20)

PL 値による液状化危険度判定区分

PL=0	液状化危険度は極めて低い
$0.0 < PL \leq 5.0$	液状化危険度は低い
$5.0 < PL \leq 15.0$	液状化危険度がやや高い
$15.0 < PL$	液状化危険度が高い

図 2-2 運天港周辺の液状化危険度分布

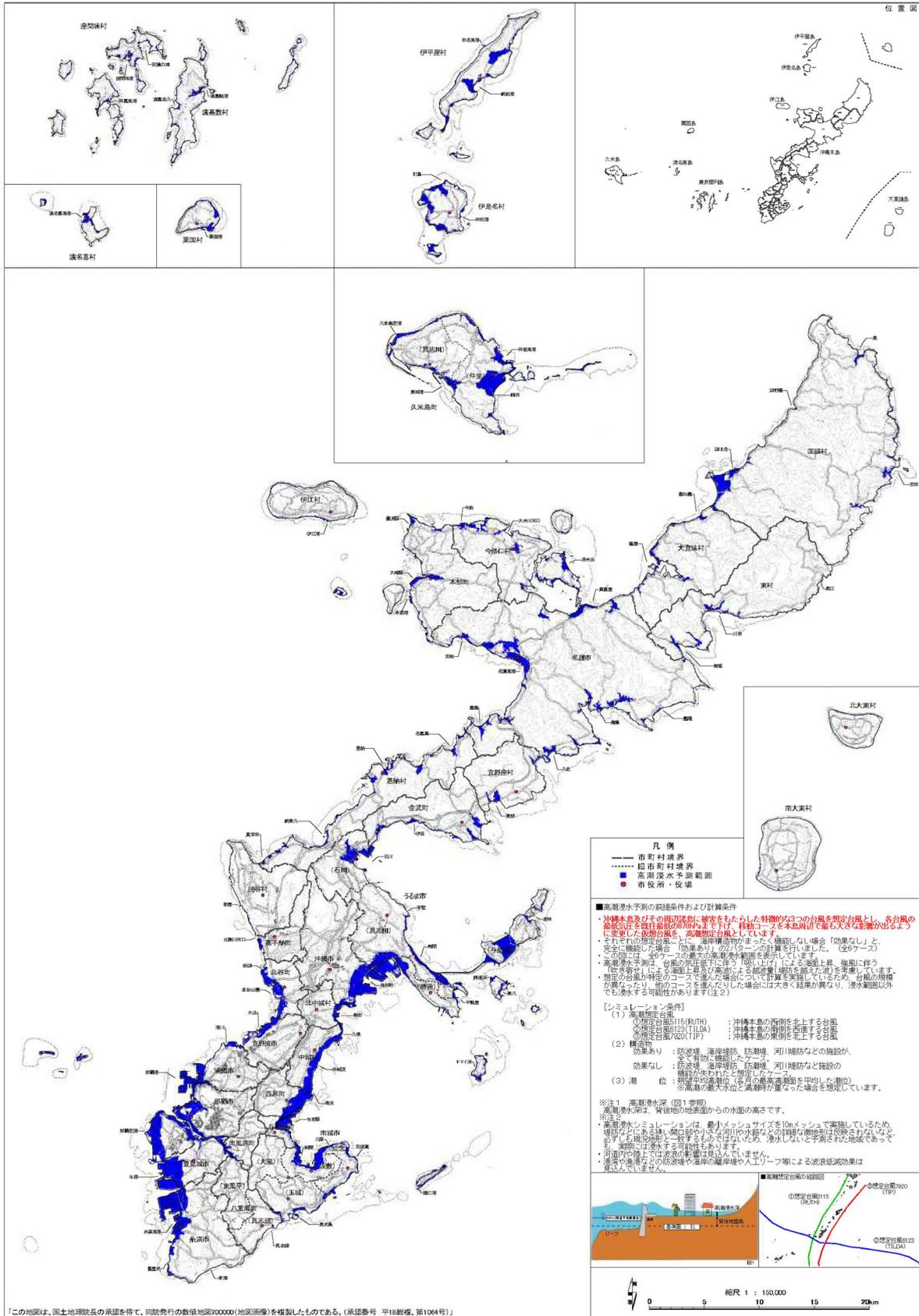
○上運天地区



出典：沖縄県津波浸水想定(平成 27 年 3 月)

図 2-3 運天港の津波想定浸水深

高潮浸水予測図【全体図】縮尺 1/15万



出典：沖縄県土木建築部海岸防災課ホームページ「沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成18年度、平成19年度）について」

図2-4 高潮浸水予想図（全体図）

2-2. 港湾施設の被害想定

前記の地震・津波、台風が発生した場合の岸壁、航路・泊地等の想定被害を設定する。

①係留施設(上運天地区)

係留施設の被害想定は、「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査」に準じる。

上運天地区の被害想定は表 2-3 のとおりで、3 箇所ある岸壁のうち、2 箇所が地震により被害を受けることを想定する。

なお、本被害想定は、上記調査において被害率を乗じて算出（施設数×被害率）しており、具体的にどの施設が被災するかは想定されていない。

**表 2-3 上運天地区の港湾施設の被害想定結果
(沖縄県本島南東沖地震 3 連動)**

港湾名	地区名	現況(箇所)			被害(箇所)		
		岸壁	物揚場	対象数	地震	津波	計
運天港	上運天地区	3	0	3	2	0	2

出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、沖縄県）P. 487 表 3.5-35(1)

②航路

公共岸壁にアクセスする航路については、津波・高潮漂流物の散乱・沈没などにより、航路水深が確保されない状況を想定する（安全が確認されていない状況）。

2-3. 復旧目標の設定（施設別の復旧目標）

2-2. で想定した被害に対する係留施設及び航路・泊地についての復旧目標は、港湾利用者の意見（表 2-4、表 2-5）から各々の時期を設定する。

台風による復旧は、台風通過直後から開始できるため、復旧目標は以下に準じる。

①係留施設（上運天地区）

表 2-4 上運天地区係留施設の復旧目標

施設名	復旧時期	摘要
①-9m 岸壁	3 ヶ月以内	当該岸壁で扱うバルク輸送は那覇港や本部港が代替港となること、及びフェリーバース回復が優先されることから、フェリーバースの復旧を優先することとする。
②-4.5m 岸壁	1 週間以内	当該離島航路は、本部港が代替港となり得ることから、一般的な緊急物資輸送開始目標の 3 日以内より長い期間（1 週間）をもって必要な安全水深の水域施設も含め、係留施設として復旧を目指す。 ※耐震強化施設の変形限界の考え方を参考に、残留水平変形量 30~100cm 程度まで、残留傾斜角 3 度程度までの変形を想定（港湾の施設の技術上の基準・同解説）
③-4.5m 岸壁	1 週間以内	

②航路

表 2-5 公共岸壁の航路の復旧目標

施設名	復旧時期	摘要
④運天航路(-9m)	1 週間以内	-4.5m 岸壁の復旧時期に対応するため、1 週間とする。

2-4. 必要な人員・資機材等把握

機能回復のために必要な資源を表 2-6 のとおりとする。

表 2-6 復旧に必要な資源 (例)

機能	施設		復旧に必要な資源
バルク輸送機能	上運天地区	-9m 岸壁、運天航路 (-9m)	<ul style="list-style-type: none"> 方針決定、連絡調整、安全確認に必要な行政機関 調査機材、作業船、機材(重機等)及びそれに係る人員、燃料 資材 (鋼材、セメント等) ※-4.5m 岸壁を優先的に復旧する
離島航路機能	上運天地区	-4.5m 岸壁、運天航路 (-9m)	

必要資源の中でも早期の供給が期待される作業船の所在は、工事現場の状況に応じて転々することから、災害発生時に迅速な要請を発するため、港湾管理者や建設関係団体は平常時から作業船の在港状況を調査・把握するように努める。

【参考：先島諸島からの回航】

先島諸島の平良港、石垣港には比較的多くの作業船が存在することから、これらの地域からの回航も考慮しておくことも重要である。

回航日数の試算例を表 2-7 に示すが、「平良港～運天港」の距離は定かでないため、「平良港～運天港」≒「平良港～中城湾港」としての結果である。

表 2-7 平良港から中城湾港に回航した場合の所要日数

区間	船種	所要日数	摘要
平良港～中城湾港 (176 海里)	非航起重機船	176 海里 ÷ 5 ノット = 35.2 時間 = 1.47 日	1 海里 = 1,852m 1 ノット = 1 海里/時
	測量船	176 海里 ÷ 15 ノット = 11.7 時間 = 0.49 日	

出典：「平成 25 年度災害時の港湾機能維持検討業務 報告書」

(平成 26 年 3 月、沖縄総合事務局開発建設部、公益社団法人 日本港湾協会)

2-5. ボトルネックの抽出

機能毎に想定されるボトルネック及びボトルネックの解決のために必要な事前対策を表 2-8 に示す。

表 2-8 ボトルネックと解決のために必要な事前対策

	ボトルネック	事前対策
共通	人的被害、事業所浸水被害、道路の損傷による参集・体制構築の遅延	各主体による BCP の策定 事業所の耐震性・耐津波性の強化
	情報収集・関係機関との情報共有、連絡調整が困難（遅延）	情報連絡体制の構築（衛星電話、連絡網、メール等）
	電力供給の停止	非常用電源や電気設備の復旧方法の検討
	点検資機材、人員の不足等による点検の着手の遅延	点検マニュアルの策定
		建設業、コンサル等との協定（既存 ※1）
		重機、作業船の所在情報の整理
		点検資料、図面、占用物等のデータの整理・保全
		被害状況調査への新技術の活用検討
	重機・船舶等の燃料不足	燃料確保に関する事前協定等
	復旧資機材の不足	重機、作業船の確保手順の確立（西側等からの回航のための連絡体制）
		建設業、コンサル等との協定（既存 ※1）
	浮遊物による航路の閉塞	浮遊物対策の検討
	貨物の散乱	貨物の散乱防止対策の検討
	液状化による港湾施設の損傷	液状化被害の調査方法、復旧方法の検討
	事業所の復旧に必要な人員・作業機械の不足	建設会社、設備会社、機械メーカー等との連携体制の構築
作業許可申請手続きによる航路啓開作業着手の遅延	作業許可申請手続きの迅速化の検討	
復旧に必要な資金の不足	資金調達の見直し	
バルク輸送機能・離島航路機能	上運天地区岸壁の損傷	岸壁の応急復旧方針の検討
	復旧期間が長期化	代替輸送方法の検討
	ターミナル建屋の損傷	仮設上屋の設置等代替策の検討
	輸送再開のための人員、荷役機械、車両、上屋等の不足	他事業所、機械メーカー、リース会社、陸運会社等との連携体制の構築
	輸送再開手続きの遅延	輸送再開に向けた手続きの整理と迅速化の検討

※1) 沖縄県の重要港湾における災害時の応急対策業務に関して、平成 28 年 3 月 23 日付で、以下の各機関及び団体間で、包括的協定（「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」）が締結されており、この協定内容が本 B C P に適用される。

- ・ 内閣府沖縄総合事務局
- ・ 那覇港管理組合
- ・ 沖縄県
- ・ 宮古島市
- ・ 石垣市
- ・ 一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部
- ・ 沖縄県港湾空港建設協会
- ・ 一般社団法人日本海上起重技術協会沖縄支部
- ・ 一般社団法人日本潜水協会
- ・ 一般社団法人海洋調査協会
- ・ 一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会
- ・ 一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタント協会

3. 対応計画

対応計画は、港湾管理者が被災時に活用可能な資源（作業船団、機材、人員等）を基に、基本方針を決定する。その方針決定を踏まえ、機能ごとに具体的な対応を検討する。

3-1. 対応計画の基本方針

被災時には活用可能な資源が限定されることが想定されるため、復旧対応の順位を設定する。

「2-3. 復旧目標の設定」において設定した復旧目標を基に各機能の間での優先順位を以下のように設定する。

なお、啓開船団等が並列的に投入可能である場合は、この限りではない。

また台風発生、接近時は、これまで通り各は機能において効果的な直前予防対応を行なう。

- ① 上運天地区の離島航路機能を復旧する。当該離島航路は、本部港が代替港となり得ることから、一般的な緊急物資輸送開始目標の3日以内より長い期間（1週間）をもって必要な安全水深の水域施設も含め、係留施設として復旧を目指す。
- ② 「上運天地区のその他の岸壁」及び「バルク輸送機能」は、①に次いで復旧を行う。

3-2. 台風時の直前予防対応

運天港 港湾BCP協議会会員は各機能（バルク輸送、離島航路）において、これまでも台風の発生、接近、上陸時には、効率的で有効な直前予防対応を実施してきた。

引き続き、台風接近時において気象庁が発表する気象警報・注意報や那覇港長（那覇海上保安部長）が発出する勧告等の情報収集に努めるとともに、図3-1を参考に被害の予防、軽減に努めることとする。

また、台風時の通信障害に備え、衛星通信の導入等により通信手段の確保に努める。

台風直前 予防対応	勧告等	バルク輸送機能の回復	離島航路機能の回復
台風最接近の 1~5日前 波浪注意報発表	第一体制(警戒勧告)	港長の警戒体制を関係者に連絡	港長の警戒体制を関係者に連絡
		職員等への気象情報提供 (気象、海象、海上安全情報(波浪、潮位、防風等))	職員等への気象情報提供 (気象、海象、海上安全情報(波浪、潮位、防風等))
		災害対応備品の確認、 補充(非常用燃料、充電含む)	災害対応備品の確認、 補充(非常用燃料、充電含む)
台風最接近の 1日前 強風注意報発表	第二体制(避難勧告)	社屋の浸水対策の実施	非常配備職員の配備(夜間・休日)
		コンテナ等貨物や荷役機械の固縛	社屋の浸水対策の実施
		調整した荷役作業完了	入出港・荷役作業スケジュール調整
		構内車両・トラックの退避・ 荷役機器・資機材の固定	総員帰船
			出港準備
			出港準備完了
			パイロットボートによる出港支援
			タグボートによる出港支援
台風最接近の 半日前 高潮注意報発表		職員参集(高潮注意報)	港長の警戒体制を関係者に連絡
		土のう、機器の高所への退避	保有船舶の対策(固縛、退避)
		必要人員を残して早期帰宅	必要人員を残して早期帰宅
波浪警報又は 波浪特別警報発表 暴風警報又は 暴風特別警報発表		必要に応じて職員参集・帰宅指示(暴風警報)	必要に応じて職員参集・帰宅指示(暴風警報)
			社員への避難指示・安全
台風最接近の 6時間前 高潮警報又は 高潮特別警報発表			社員の安全確保
台風最接近の 数時間前			
高潮発生			

図 3-1 台風に対する直前予防対応

※勧告等は、港則法第 39 条第 4 項に基づき那覇港長（那覇海上保安部長）が発出する。

3-3. 災害時における初動対応

(1) 運天港 BCP の発動

運天港 BCP の発災時の対応に掛かる発動基準は、以下のとおりとする。

●発動基準

- ① 伊是名村、伊平屋村、名護市、今帰仁村のいずれかの地域で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 運天港に津波警報または大津波警報が発表されたとき
- ③ 台風に伴い、伊是名村、伊平屋村、名護市、今帰仁村のいずれかに暴風（注意報の場合は強風）・波浪・高潮に関する特別警報・警報・注意報（以下、「気象警報・注意報」と記載する。）が発表され、港湾施設等に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが予想される場合において、その状況を総合的に勘案し、協議会事務局において発動を宣言したとき

(2) 初動対応

港湾 BCP が発動された場合、協議会の構成員は、人命優先や安全確保を第一とし、それぞれの組織において、警報解除等活動可能となった段階で、職員等の安否確認、通信等設備の確保、被害状況の確認を行うとともに、可能な範囲で二次災害の防止対策を講じる。

また、協議会の構成員は、被害状況等について、緊急連絡網に従って、使用可能な通信手段（固定電話、携帯電話、衛星電話、メール、FAX等）を用いて、協議会事務局である港湾管理者の沖縄県港湾課に報告する（情報通信手段が確保されている限りは、沖縄県港湾課が対策本部となる）。

・安否確認

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認を行う。

・通信等設備の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、自組織の設備が損壊するなど、外部との通信が途絶した場合は、近隣の他組織の設備を一時的に利用することや、災害時に繋がりやすい通信手段（衛星携帯、公衆電話、携帯メール等）を用いるなどの代替措置を講じる。

・被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。

・二次災害の防止

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

なお、港湾管理者や危険物取扱施設の施設管理者は、港長や消防と連携しつつ、利用者や在港船舶、航行船舶へ必要な情報を提供する。

・協議会事務局（沖縄県港湾課）への連絡

協議会構成員は、安全を確保の上、把握できている被害状況（事務所や業務実施の状況、管理または利用する港湾施設の状況、その他港湾施設の状況、港湾に接続する道路など周辺地域の状況等）について、速やかに協議会事務局に連絡する。新たな情報が得られた場合は、随時連絡する。連絡は、緊急連絡網の利用を原則とするが、通信設備等の状況によって、臨機応変な対応を行う。協議会事務局は、集約した情報を沖縄県災害対策本部（統括情報班）

防災危機管理課) に連絡する。
 ※被害状況の報告様式は資料編に添付

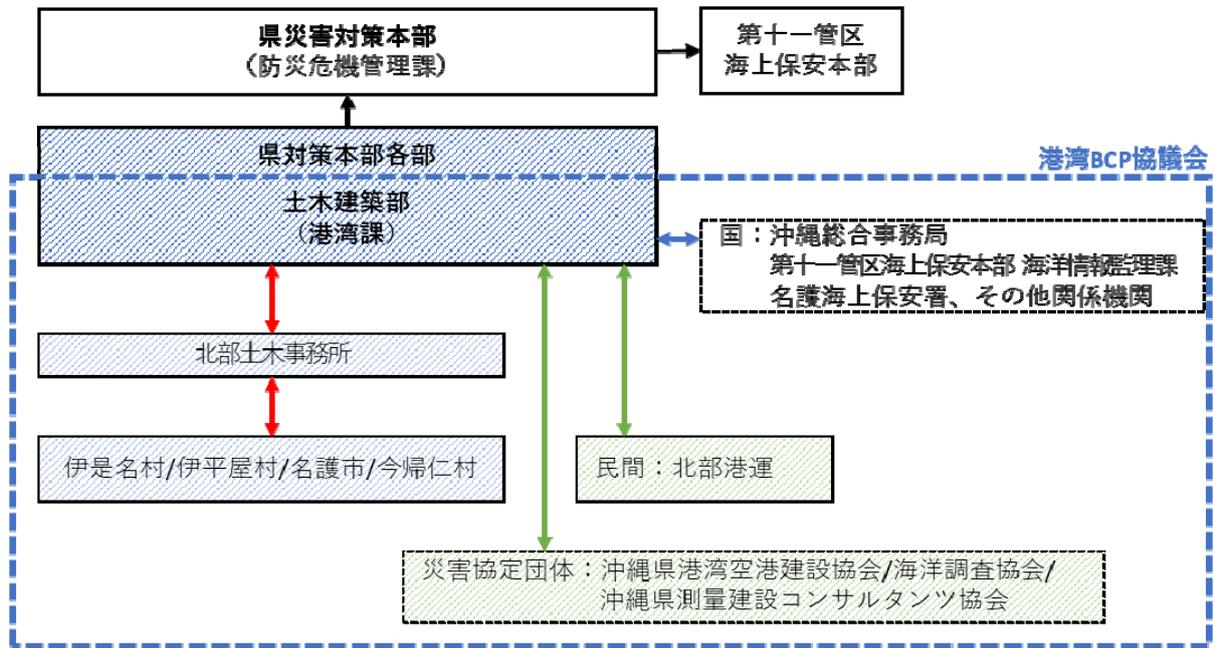


図 3-2 協議会の緊急連絡網

(3) 参集時の活動イメージ

大規模災害が発生した場合は、協議会を参集し、重要業務の実施手順に準拠した活動を行う。参集は津波がない地震の場合には震災発生後1日程度、津波がある地震の場合には警報解除後半日程度、台風・高潮災害の場合には暴風警報・高潮警報解除後、参集可能な時点で参集する。

参集活動は訓練を通じて機能するかを確認し、不適当と考えられる場合は参集方法の改善を図るものとする。

参集が困難な場合は、WEB 会議システムやメールによる書面開催等の方法によるものとする。

▽参集場所は、上運天地区との近接性から次の順位を設定する。被災・浸水等により利用できない場合は、下位の施設を順次利用する。

- ・第1 順位：運天港ターミナル
- ・第2 順位：沖縄県北部合同庁舎
- ・第3 順位：今帰仁村役場

▽機能再開に向けた重要業務の担当者（企業等）は、被害状況を調査し、港湾管理者に報告する。

▽港湾管理者は、関係団体に航路啓開等の支援要請をする。

▽港湾管理者は、関係者と協議し、応急復旧方針を決定する。

支援要請を受けた関係団体により、航路啓開、施設の応急復旧が行われる。

▽港湾運送事業者は、荷役再開に向けた協議を行う。

▽航路啓開、応急復旧、体制構築が整い次第、離島航路機能、バルク輸送活動を再開する。

	区分(機能)	機関・企業名	担当者所属	備考
離島航路部会	市町村	伊是名村		
		伊平屋村		
	関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
		第十一管区海上保安本部		
		那覇海上保安部 名護海上保安署		
		沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
		沖縄県土木建築部		
		今帰仁村	運天港港湾管理事務所	
	建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
		海洋調査協会	いであ(株)	
沖縄県測量建設コンサルタンツ協会				

合計

10団体

	区分(機能)	機関・企業名	担当者所属	備考
バルク輸送部会	港運事業者(物流)	北部港運株式会社		
	市町村	今帰仁村		
	関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
		第十一管区海上保安本部		
		那覇海上保安部 名護海上保安署		
		沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
		沖縄県土木建築部		
	建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
		海洋調査協会	いであ(株)	
		沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		

合計

9団体

3-4. バルク輸送機能の回復に関する行動計画

(1) 行動計画の目標

バルク貨物は代替輸送も可能なことから、3ヶ月以内の機能回復を目指す。

(2) 行動計画の実施方針

バルク輸送再開に係る行動計画の実施方針を図3-3のとおりとする。

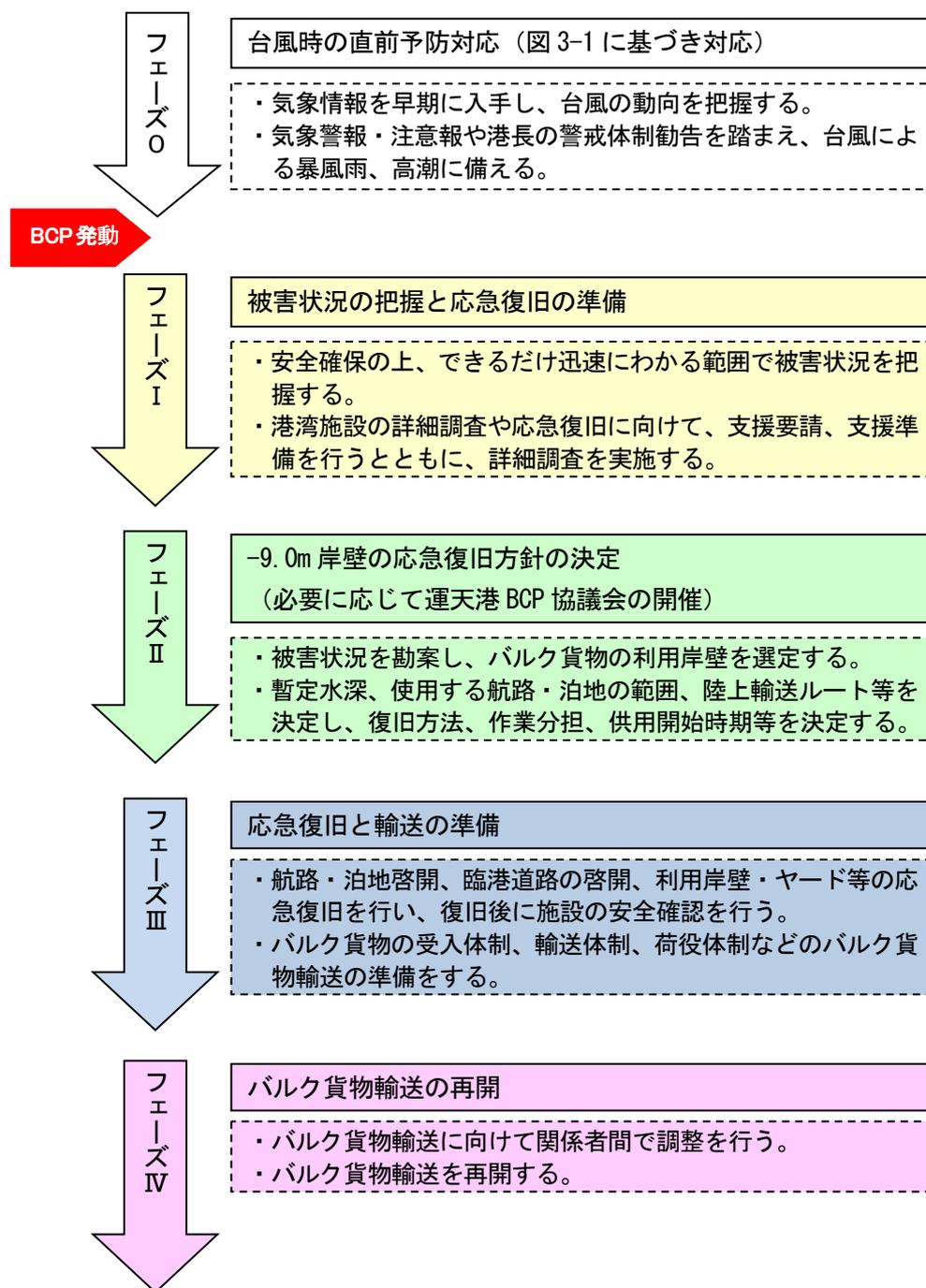


図3-3 バルク貨物輸送活動における行動計画の実施方針

(3)関係者と重要業務

災害発生後にバルク輸送の再開に向けて取り組む関係者と重要業務を以下に示す。

表 3-1 バルク輸送活動に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	・ 暫定水深調査（事前測量）
	那覇海上保安部 名護海上保安署	・ 航路標識の被害調査 ・ 航路障害物の調査 ・ 航泊禁止及び同解除 ・ 港内工事作業の許可または協議
港湾運送事業者	北部港運	・ 被害調査（事務所、生産・物流施設等） ・ 荷役体制の確保 ・ 被災貨物の回収・処分 ・ 輸送再開に向けた調整・手続き
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課、 北部土木事務所	・ 港湾施設の被害調査 ・ 詳細調査の支援要請
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所	・ 応急復旧方針の決定 ・ 港湾施設の応急復旧
今帰仁村	運天港港湾管理事務所	
建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会、 海洋調査協会、沖縄県測量 建設コンサルタンツ協会	・ 支援準備 ・ 港湾施設の詳細調査 ・ 航路啓開 ・ 港湾施設の応急復旧
機械・設備メーカー		・ 支援準備 ・ 被害調査（荷役機械・設備） ・ 荷役機械・設備の応急復旧

(4)バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

バルク輸送の再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-4 のとおりとする。

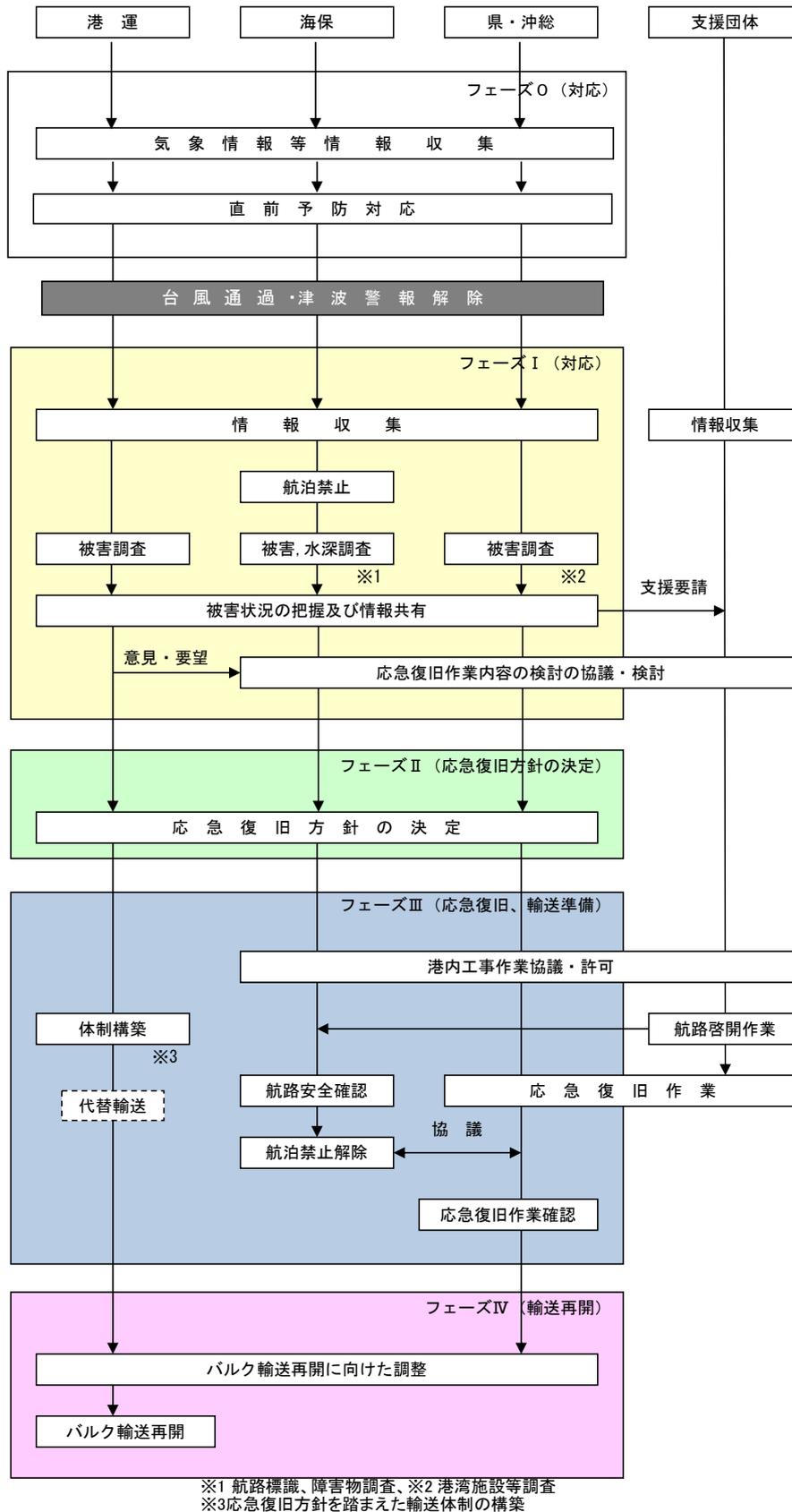


図 3-4 バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

※ CIQ は、港湾の施設の復旧状況により、港湾管理者からの連絡によって、バルク輸送再開に向けた調整の段階より、人員確保の調整を図り、担当業務を開始する。

3-5. 離島航路機能の回復に関する行動計画

(1) 行動計画の目標

- ・ 離島航路は伊是名島、伊平屋島の島民生活を支える重要な機能のため、1 週間以内に回復することを旨とする。

(2) 行動計画の実施方針

離島航路再開に係る行動計画の実施方針を図 3-5 のとおりとする。

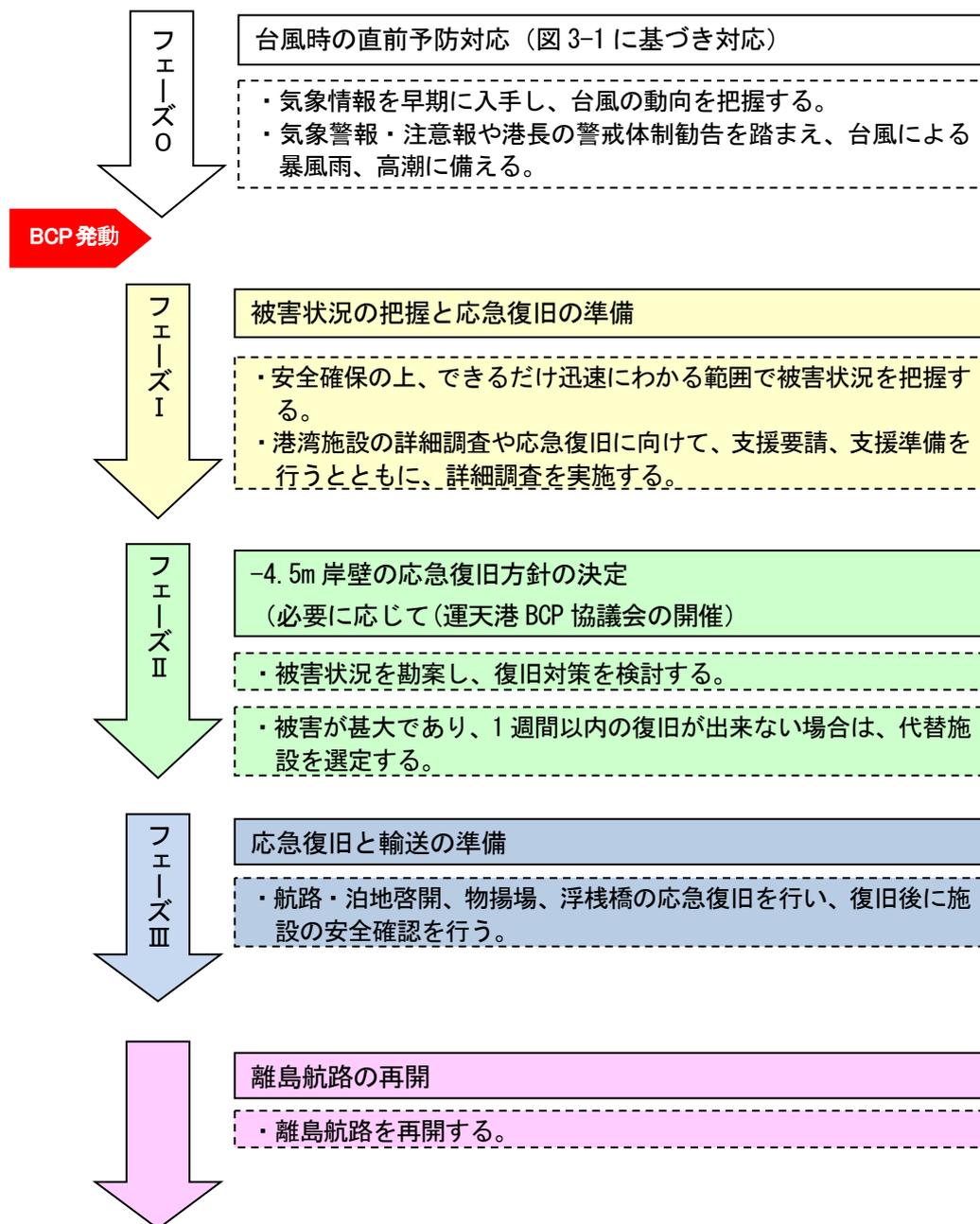


図 3-5 離島航路輸送活動における行動計画の実施方針

(3)関係者と重要業務

災害発生後に離島航路再開に向けて取り組む関係者と重要業務を表3-2のとおりとする。

表3-2 離島航路再開に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
船社	伊是名村、伊平屋村	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査（船舶、貨物） ・航路再開体制の確保 ・被災貨物の回収・処分 ・輸送再開に向けた調整・手続き
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定水深調査（事前測量）
	那覇海上保安部 名護海上保安署	<ul style="list-style-type: none"> ・航路標識の被害調査 ・航路障害物の調査 ・航泊禁止及び同解除 ・港内工事作業の許可または協議
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課 北部土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の被害調査 ・詳細調査の支援要請
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧方針の決定 ・港湾施設の応急復旧
建設関係団体 【支援要請先】	沖縄県港湾空港建設協会、 海洋調査協会、沖縄県測量 建設コンサルタンツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・支援準備 ・港湾施設の詳細調査 ・航路啓開 ・港湾施設の応急復旧
機械・設備メーカー 【支援要請先】		<ul style="list-style-type: none"> ・支援準備 ・被害調査（荷役機械・設備） ・荷役機械・設備の応急復旧

(4) 離島航路再開に向けた重要業務の実施手順

離島航路再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-6 のとおりとする。

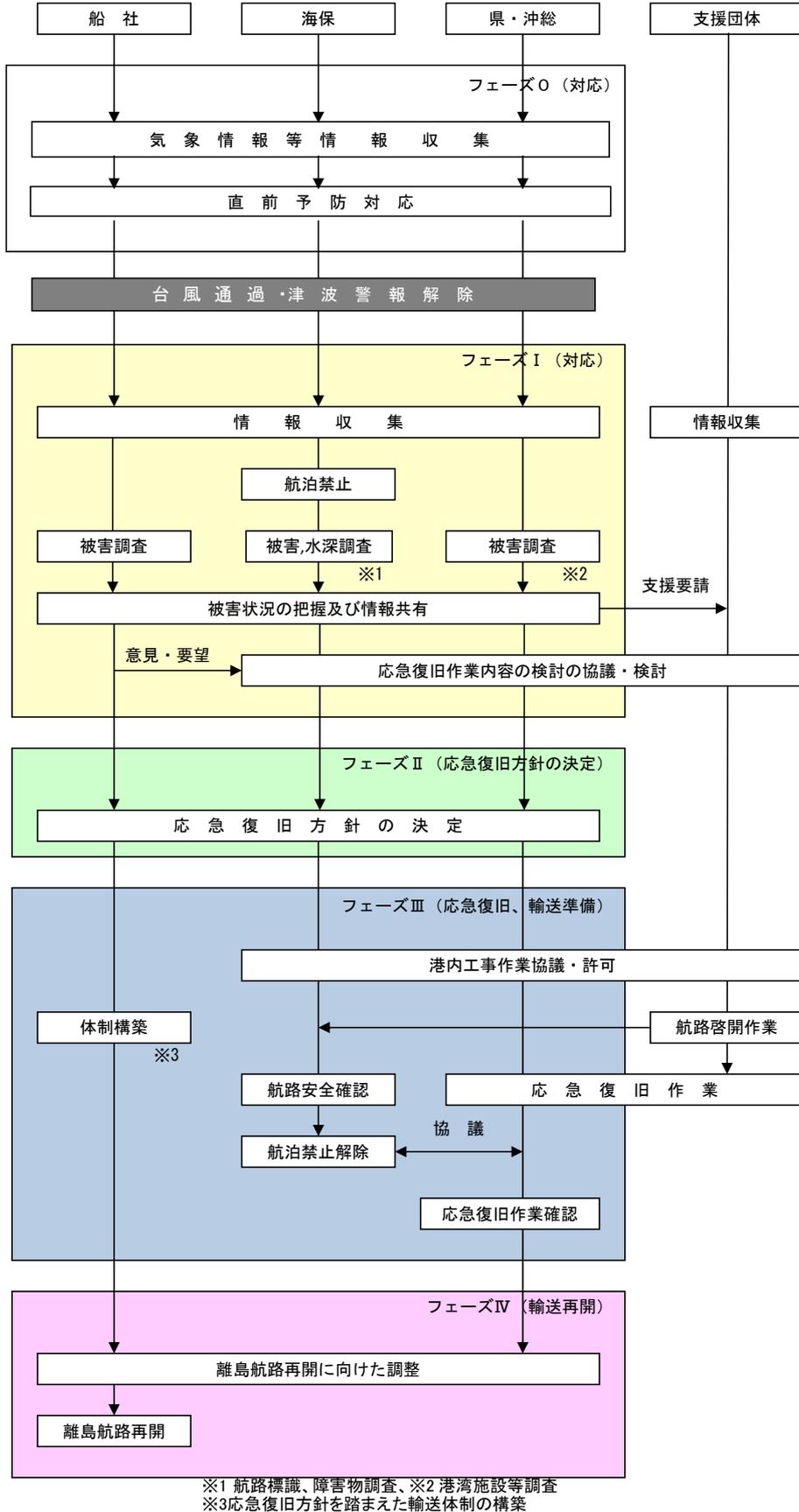
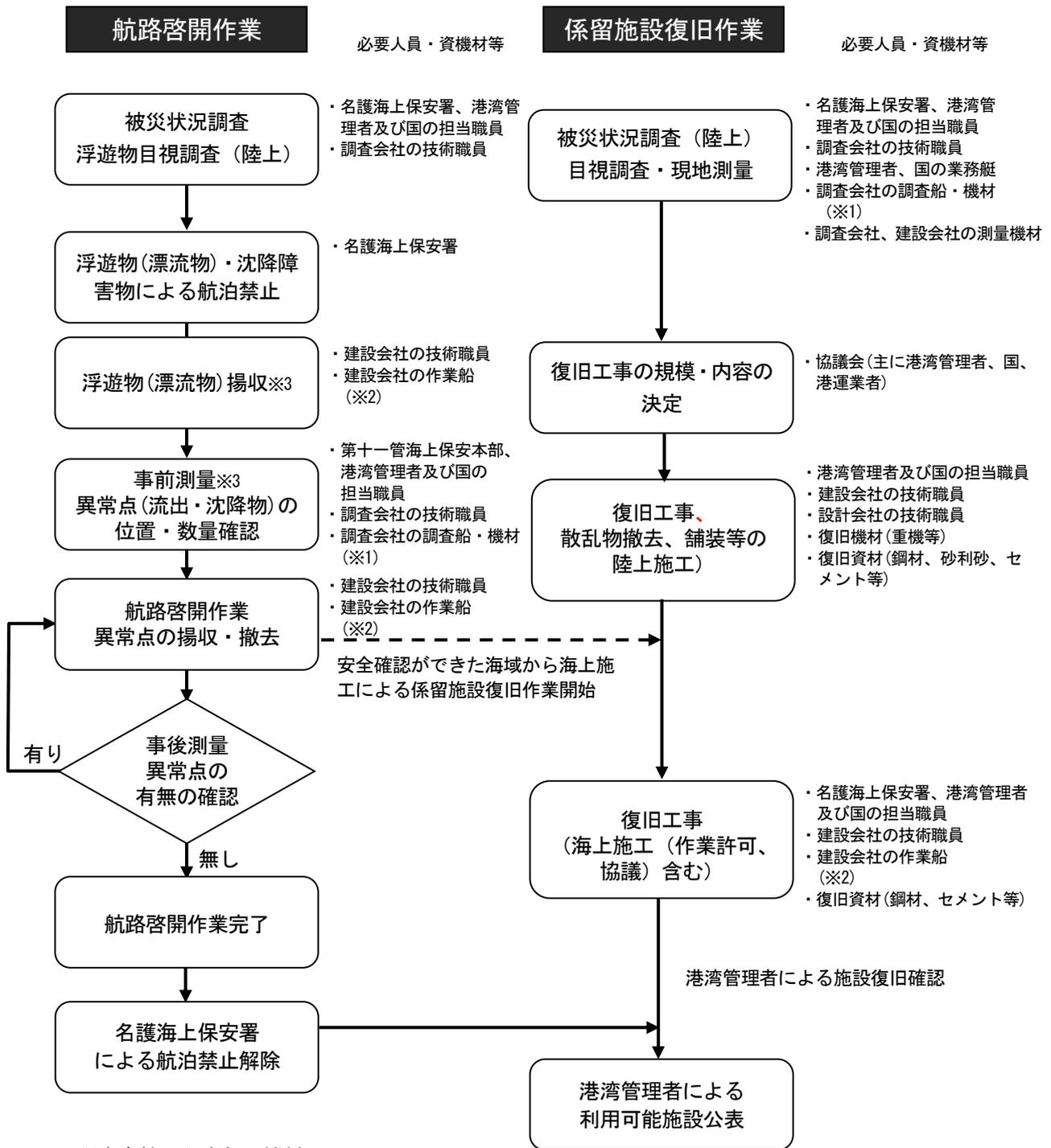


図 3-6 離島航路再開に向けた重要業務の実施手順

3-6. 航路啓開等の対応

航路啓開・係留施設復旧作業の流れは、図3-7のとおりとする。



※1：調査会社の調査船・機材

測量船、調査船、ナローマルチビーム測深機、サイドスキャンソナー、多素子及びシングルビーム音響測深機、GPS、発電機、ドローン等
上記に係る燃料

※2：建設会社の作業船

航路啓開：グラブ浚渫船、ガット船、クレーン付き台船、起重機船、引船、潜水土船、揚錨船、交通船等

施設復旧：クレーン付き台船、起重機船、引船、潜水土船、揚錨船、交通船等
上記に係る燃料

※3：那覇海上保安部長への作業許可申請が必要

図3-7 航路啓開・係留施設復旧作業フローと主な人員・資機材

4. マネジメント計画

4-1. 協議会の設置

(1)協議会の目的

「運天港 BCP 協議会」は、運天港において、地震津波等による災害発生時に港湾利用関係者の各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで、港湾機能を早期に復旧することを目的として設置する。

なお情報通信手段が確保されている限りは、沖縄県港湾課が対策本部となり、各関係者、団体等と調整しつつ、運天港の被災に対応する。

(2)協議会会員

協議会には表 4-1 に示す関係者が参加する。

表 4-1 協議会メンバー表

区分（機能）	機関・企業名	担当者所属	備考
港運事業者 （物流）	北部港運株式会社		
市町村	伊是名村		
	伊平屋村		
	名護市		
	今帰仁村		
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
	第十一管区海上保安本部		
	那覇海上保安部 名護海上保安署		
	沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部		
建設関係 団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
	海洋調査協会	いであ(株)	
	沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		

(3)部会の設置

「運天港 BCP 協議会」は港湾管理者である沖縄県を中心に情報共有・調整を図り、早期の機能回復を図っていく。

なお、復旧に当たっての機材等は共通するものが多いことから、港湾管理者である沖縄県を中心に情報共有・調整を図り、早期の機能回復を図る。

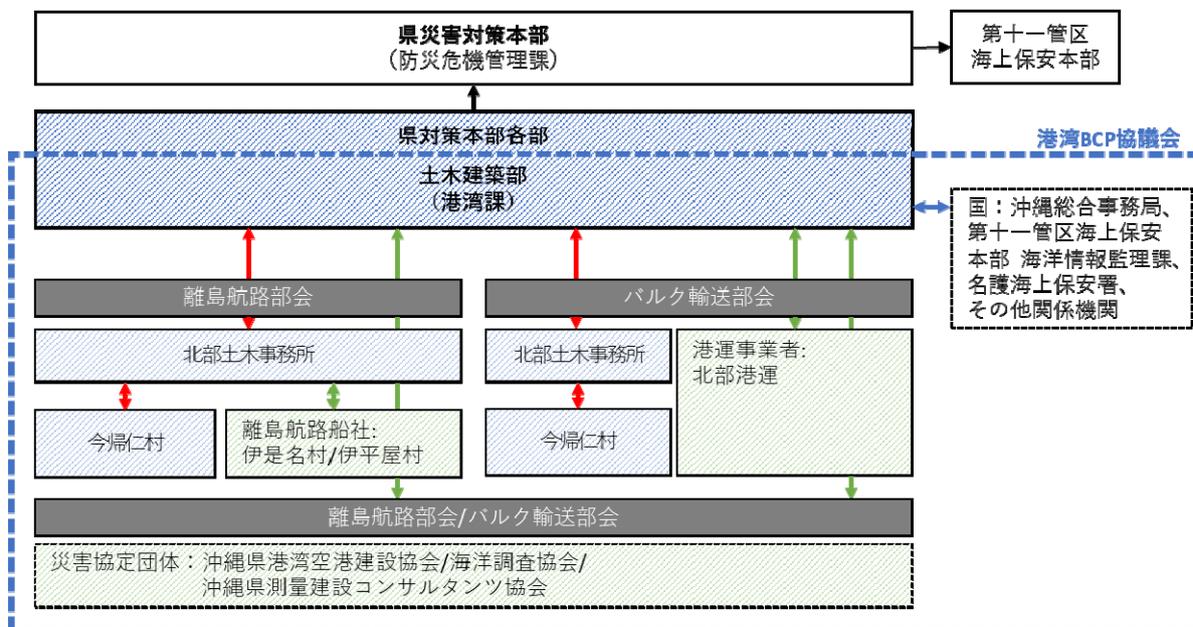


図 4-1 「運天港 BCP 協議会」における連絡体制(案)

4-2. 事前対策の役割分担

事前対策の役割分担を次表に示す。

表 4-2 事前対策の役割分担

	内容	事前対策項目	対応種別	行政							民間					
				県		国		地元市			事業者	建設関係団体				
				沖縄県港湾課	沖縄県北部土木事務所	空港整備事務所	那覇港務局	那覇海上保安署	伊是名村	伊平屋村		名護市	今帰仁村	北部港運	海洋調査協会	沖縄県港湾空港建設協会
共通	人的被害、事業所浸水被害、道路の損傷による参集・体制構築の遅延	各主体によるBCPの策定	—	◎	◎	○(官公庁は既存の「防災業務計画」「地域防災計画」で対応)							◎			
		事業所の耐震性・耐津波性の強化	—					◎	◎			◎				
	情報収集・関係機関との情報共有、連絡調整が困難(遅延)	情報連絡体制の構築(衛星電話、連絡網、メール等)	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	
	電力供給の停止	電気設備の浸水対策、非常用電源、電気設備の復旧方法の検討	復旧策	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	点検資機材、人員の不足等による点検の着手の遅延	点検マニュアルの策定	復旧策	◎	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎				
		建設業、コンサル等との協定(既存)	復旧策	◎	○								○	○	○	
		重機、作業船の所在情報の整理	復旧策	◎	○									○		
		点検資料、図面、占用物等のデータの整理・保全	復旧策	◎	○	◎		◎	◎		◎	◎			○	
	重機・船舶等の燃料不足	被害状況調査への新技術の活用検討	復旧策	◎	○	◎							○		○	
		燃料確保に関する事前協定等	復旧策	◎	○								○	○		
	復旧資機材の不足	重機、作業船の確保手順の確立	復旧策	◎	○									○		
		建設業、コンサル等との協定(既存)	復旧策	◎	○								○	○	○	
	航路・泊地の埋没	作業船の確保手順の検討	復旧策	◎	○									○		
	浮遊物による航路の閉塞	浮遊物対策の検討	復旧策	◎	○	◎	◎	○	○		◎	○		○		
	貨物の散乱	貨物の散乱防止対策の検討	復旧策	◎	○			◎	◎		◎	◎				
	液化化による港湾施設の損傷	液化化被害の調査方法、復旧方法の検討	復旧策	◎	○								○	○	○	
	事業所の復旧に必要な人員・作業機械の不足	建設会社、設備会社、機械メーカー等との連携体制の構築	復旧策					◎	◎		◎					
	作業許可申請手続きによる航路啓開作業着手の遅延	作業許可申請手続きの迅速化の検討	復旧策	◎	○	◎	◎									
	輸送再開のための人員、荷役機械、車両、上屋等の不足	他事業所、機械メーカー、リース会社、陸運会社等との連携体制の構築	復旧策								◎					
	復旧に必要な資金の不足	資金調達の検討	復旧策					◎	◎		◎	◎				
輸送再開手続きの遅延	輸送再開に向けた手続きの整理と迅速化の検討(危険物荷役は迅速化対象外)	復旧策	◎	○		◎	◎	◎		◎	◎					
バルク輸送機能	上運天地区岸壁の損傷	岸壁の応急復旧方針の検討	復旧策	◎	◎	◎					○		○	○		
	復旧期間が長期化	代替輸送方法の検討	代替策	○	○						○	◎				
離島航路機能	上運天地区岸壁の損傷	岸壁の応急復旧方針の検討	復旧策	◎	◎	◎					○		○	○		
	ターミナル建屋の損傷	仮設上屋の設置等代替策の検討	代替策	◎	○			◎	◎		◎	○				
	復旧期間が長期化	代替輸送方法の検討	代替策	○	○			◎	◎		○					

◎主体的な対応 ○協力

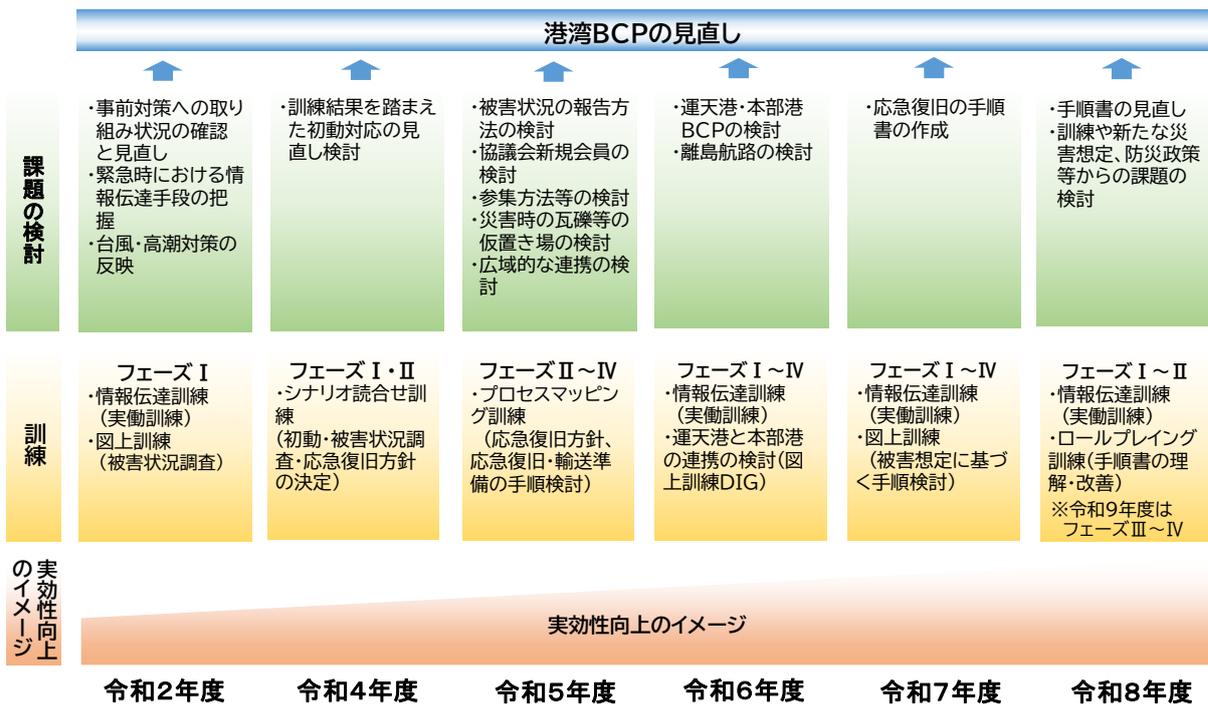
4-3. 教育・訓練の実施計画（ロードマップ）

港湾BCPを検証し、改善することを目的に、各種訓練実施例を参考として、教育・訓練を定期的に実施する。

いかなる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要である。そのため教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に取り組むものとする。

教育・訓練は、表 4-3 に示す教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）を踏まえ段階的に取り組むこととする。なお、ロードマップ（案）は訓練の取り組み状況や、港湾BCPに関する国の方針等を踏まえて適宜見直すこととする。

表 4-3 教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）



※予算配分状況によりロードマップを見直す場合がある。
 ※令和9年度以降は、令和8年度までの課題を踏まえ計画する。

4-4. 見直し・改善の実施計画

本計画で定めた発災前の行動計画の実施状況、災害や災害時連携方策等に関する新たな知見、港湾物流の動向等の最新情報に基づき、本計画を継続的に見直し（PDCA サイクル）、改善し、より有用で実効性の高い計画に更新することを規定する。

本計画の見直しと改善は、以下のとおり実施する。

- 本計画の見直しは毎年実施する。
- 大規模な計画の見直しは協議会で協議する。

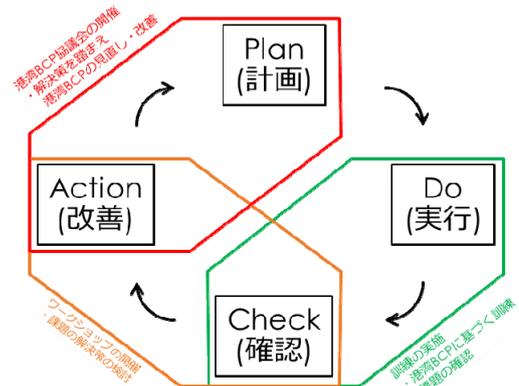


図 4-2 PDCA サイクルのイメージ

■資料編

(1)協議会規約

運天港BCP協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は、「運天港BCP協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、運天港において、地震津波等による災害発生後に港湾利用関係各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで港湾機能を継続し、早期復旧することを目的とする。

(業 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 通常時からの災害時（業務継続計画の策定）の協議、連絡調整、訓練等に関すること。
- (2) 災害時における行政機関と民間を結ぶ要請、連絡事項の情報伝達に関すること。
- (3) 災害時の官民の情報共有に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 協議会は、別紙に掲げる運天港に関連する行政機関、団体、事業者等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加できる。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置く。

- (1) 会長は、沖縄県土木建築部参事とする。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、沖縄県土木建築部港湾課とする。

(アドバイザー)

第7条 協議会では必要に応じて有識者によるアドバイザーの出席を求め、目的達成にむけた助言等を得ることができる。

(会議の開催)

第8条 協議会は、会長が、必要に応じて招集することができる。また、会長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(規約の改正)

第9条 この規約は必要に応じて改正できるものとし、会員の承認をもって適用される。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則

この規約は、平成28年12月28日から適用する。

この改正は、令和6年3月15日から適用する。

(別紙 第4条関係) 運天港BCP協議会 構成員

区分(機能)	機関・企業名	担当者所属	備考
港運事業者 (物流)	北部港運株式会社		
市町村	伊是名村		
	伊平屋村		
	名護市		
	今帰仁村		
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
	第十一管区海上保安本部		
	那覇海上保安部 名護海上保安署		
	沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部		
建設関係 団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
	海洋調査協会	いであ(株)	
	沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		

